

3. 一時立入りコールセンターの受付延長について

昨年度の町政懇談会

◆平成23年3月11日時点で令和4年8月30日に避難指示解除された区域（特定復興再生拠点区域）に住民票があった方の帰還困難区域への一時立入りについて、令和5年8月31日をもってコールセンターによる受付を終了

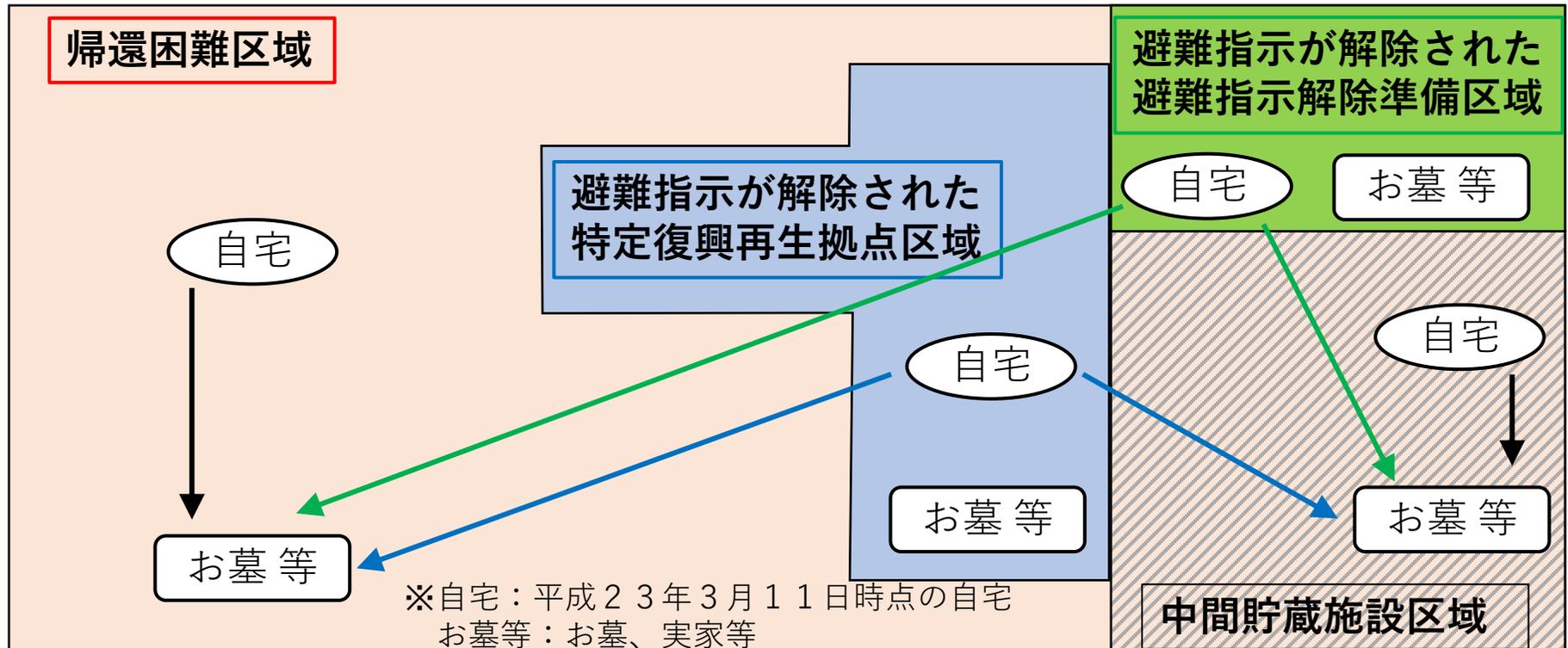
◆特定復興再生拠点区域の住民が帰還困難区域のお墓や実家等への立入りを行う場合には町で受付

◆帰還困難区域に住民票がある方は引き続きコールセンターによる受付

平成23年3月11日時点で特定復興再生拠点区域に住民票があった方の帰還困難区域への一時立入りについて、令和6年3月26日立入り分まではコールセンターでの受付を継続

受付期限延長

【参考】コールセンター受付



- : コールセンター受付可能 (中間貯蔵施設区域は帰還困難区域の扱いと同じ)
(避難指示が解除されていない区域に自宅がある方が避難指示が解除されていない区域のお墓等に行く場合)
- : コールセンター受付可能 (令和6年3月立入り分まで受付延長)
(避難指示が解除された特定復興再生拠点区域に自宅がある方が避難指示が解除されていない区域のお墓等に行く場合)
- : コールセンター受付不可のため町で受付
(避難指示が解除された避難指示解除準備区域に自宅がある方が避難指示が解除されていない区域のお墓等に行く場合)